答 弁 第 六 〇 号平成十六年四月十三日受領

内閣衆質一五九第六〇号

平成十六年四月十三日

内閣総理大臣 小 泉 純一 郎

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員照屋寛徳君提出航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているPCB汚泥の処理に関する再質問に

対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員照屋寛徳君提出航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているPCB汚泥の処理に関する再質

問に対する答弁書

一について

航空自衛隊恩納分屯基地(以下「恩納分屯基地」という。)内で保管しているポリ塩化ビフェニル(以

下「PCB」という。)等を含む汚泥(以下「本件汚泥」という。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する

法律 (昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃掃法」という。)第二条第五項に規定する 「特別管理産

業廃棄物」として、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第三百号) 第二条の四

(以下「PCB汚泥」という。)に該当し得る

ものである。

第五号口①に規定する汚泥のうちPCBが染み込んだもの

二について

本件汚泥のうち、アメリカ合衆国から返還を受けた旧恩納通信所に係る土地の原状回復を行った際に同

所の汚水処理施設で発見されたものは、 那覇防衛施設局長において当該施設から除去し、保管しているも

のである。 また、 恩納分屯基地内で発見されたものは、 恩納分屯基地司令において保管しているものであ

る。

法 ると認められ、 このことから、本件汚泥は国の事業活動に伴って生じ、 (平成十三年法律第六十五号。以下「PCB特別措置法」という。)第三条に規定する「事業者」に該 国が、 廃掃法第三条及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置 国が事業活動に伴って保管している廃棄物であ

三について

当する。

先の答弁書 ついてで述べた本件汚泥の処理施設 PCB汚泥の処理を受託している特別管理産業廃棄物処分業者が現時点では国内に存在しないことから、 (平成十六年三月十九日内閣衆質一五九第三一号。以下「前回答弁書」という。) 四及び八に (以下「本件処理施設」という。)を恩納分屯基地内に設置し、 本件

四及び五について

汚泥を処理することとしたものである。

本件処理施設から発生する処理水及び設備の冷却、 清掃等に使用された水の排出方法については、今後

行う生活環境影響調査の結果を踏まえ決定することとしているが、現時点では、

恩納分屯基地内からその

近傍を流れる大港川まで排水パイプ管を敷設した上で排出する考えである。

これらの水については、 前回答弁書十一についてで述べたとおり、 人の健康の保護及び生活環境の保全

上支障がないことを確認した上で排出するものであり、 御指摘のような懸念が払しょくされ理解が得られ

るよう恩納村や地域住民などに対し十分な説明に努めてまいりたい。

六について

お尋ね の見学の日程については、 前回答弁書別表四においてお示ししたところであるが、 更に具体的な

行程をお示しすると、別表のとおりである。

七について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物に該当する汚泥の平成十四年度における保管等の状況に関し、 PCB特別措

置法に基づき沖縄県知事に届け出られた事業場の名称及び保管量を申し上げると、 「航空自衛隊那 覇基地

恩納高射教育訓練場 (恩納分屯基地) 」でドラム缶六百九十四本 (二についてで述べた那覇防衛施設局長

の保管に係るもの)、 「航空自衛隊恩納分屯基地」でドラム缶千百八本(二についてで述べた恩納分屯基

地 司令の保管に係るもの) であり、 これら以外の届出はなかったものと承知している。

株式会社日本製鋼所のPCB処理施設への見学に係る全行程

一那覇空港				
一新千歳空港一羽田空港				
所内PCB処理施設見学		I	l	
会社日本製鋼所室蘭製作	室蘭市内のホテル			
室蘭市内のホテルー株式	羽田空港一新千歳空港一			恩納村長外1名
			のホテル	
	覇空港	ー函館市内のホテル	テルー打合せー札幌市内	
1	函館空港一羽田空港一那	所内PCB処理施設見学	-札幌駅-札幌市内のホ	
	自衛隊函館基地隊視察一	会社日本製鋼所室蘭製作	千歲空港一新千歲空港駅	
	函館市内のホテルー海上	札幌市内のホテルー株式	那覇空港一羽田空港一新	恩納村助役外24名
同月5日	同月4日	同月 3 日	平成15年12月2日	参加者